

「モデル小説」の黄昏：
柳美里「石に泳ぐ魚」裁判とそれ以後

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17449

「モデル小説」の黄昏

——柳美里「石に泳ぐ魚」裁判とそれ以後——

日比嘉高

出版差し止めといういわば作品の抹殺宣告ともいえる厳しい判決を下された「石に泳ぐ魚」。東京地裁への起訴から最高裁判決に至るその係争は、報道被害、個人情報保護、知る自由・読む自由の議論などと交差しながら、へ私的な領域をめぐる我々の社会の感性の変化を照らし出す。

1 「石に泳ぐ魚」裁判の経緯

柳美里の「石に泳ぐ魚」は一九九四年九月、『新潮』に発表された。主人公の梁秀香が戯曲作家としての道を歩みはじめながら、家族や劇団の仲間、そして「柿の木の子」や留学生の村里花らと出会い、葛藤するありさまを描いた作品である。発表二ヶ月後の十一月、里花のモデルとされた女性が、この作品に対する出版差し止めを求めて東京地裁に仮処分を申し立てた。八年に及ぶ、「石に泳ぐ魚」裁判の始まりである。紙幅の都合上、裁判の詳細な経緯は省くが、一九九九年六月に原告勝訴、二〇〇一年二月に東京高裁が控訴を棄却。

二〇〇二年九月に最高裁が原告の上告を斥けて東京高裁の判決が確定している。そのあとすぐ、二〇〇二年一〇月に柳美里は新潮社から改訂版を出版している。

原告側が問題にしたのは三点、プライバシー侵害、名誉毀損、名誉感情の侵害であった。プライバシー侵害として、原告女性の経歴、腫瘍の描写、来日の経緯、受験の過程などを作中に描いたこと。名誉毀損として、父親の逮捕歴、受験の選考過程、新興宗教に ついての仮構。名誉感情の侵害として、腫瘍にかかわる描写を中心とする里花の表象を問題とした。また裁判開始後に柳が発表したエッセイ「表現のエチカ」(『新潮』一九九五年一二月)についても、同様に名誉毀損、プライバシーおよび名誉感情の侵害を主張している。

これに対し被告柳と新潮社側は、モデルに対する一般の関心も低く、また原告が無名であるため同定可能性も低いこと、純文学小説が虚構性をもつこと、顔面の腫瘍は秘匿性を欠くためプライバシー侵害とならないこと、里花の描写は小説の主題(困難に満ちた人生)

をいかに生き抜くか」第一審判決文による)にもとづくものであり里花への「生の讃歌」であること、表現の自由はその表現が社会の正当な関心事であり適当な内容・方法によってなされた場合には優越的に保護されるべきこと、などを根拠に作品の正当性を主張した。

最高裁まで闘われた裁判は原告の勝訴に終わり、損害賠償の支払いと「石に泳ぐ魚」の公表差し止めが確定した。論点のすべてを紹介することはできないが、純文学小説の虚構性に関して、第一審は読者は虚実の弁別が不可能でありそのために権利侵害が起こりうる」と指摘し、第二審はこれに加えさらに現実に題材を求めたとするとそれを「昇華」し現実から「切断」することができないことはないと踏み込んで斥けた。主題にとつて必要という主張も、第一審では、小説の主題・構造とその表現の名譽感情を侵害する性質とは「別個の次元において成立する」し、また問題の記述が小説の主題や作家の意図を実現するうえで必要不可欠とはいえないと判断した。第二審では芸術上の必要があるとしても名譽感情の侵害は許されないとした。(最高裁の判断は二審までの追認に終わっている。)

原告が無名の大学院生であった点、また彼女に「容貌障碍」があった点、(表現の公然性)についてかなり口口の広い解釈をとった点など、見過ごせない特徴があった(これについては再論する)が、純文学小説の虚構性や主題と表現との関連性の問題をめぐる議論の展開は、井口時男もいうとおり既視感を覚えるものである^①。三島由紀夫の「宴のあと」裁判で争われた小説の虚構性や一般読者の読解の問題が、多少の細部の緻密さを増しつつも、そのまま繰り返されているのである。私は井口のようにそれを文学側の三〇年の怠慢

であるという論点から考えようしているのではない。検討したいのはむしろ、同じような構図が反復されている面があるにもかかわらず、この裁判に対する作家批評家および法律家たちの反応がまったく異なったものとなったという点である。その背景にあると考えられる「私的な領域」をめぐる我々の社会の心性の変化にこそ、ここでは目を向けよう。

2 法律家、文学者の分裂

最高裁の判決を受けて行われた公開法律シンポジウムにおいて、弁護士の木村晋介は、これまでであればこの種の判決が出ると「大体、書く側からは一斉に裁判所に対する批判の声が上がったのですが、今回は文学者の中でも割合意見が分かれていますし、また憲法学者の方の意見が分かれた」といい、「時代の流れ」感じさせる判決だった述べた^②。「宴のあと」裁判においては、ほとんどの文学者たちはおおむね被告三島側に立ち、発言を行った法律家たちはブライヴァシーという新しい用語を解説する役に回るか、その概念の現代的な必要性を説く立場に立った。これに対し「石に泳ぐ魚」裁判においては、木村の指摘の通り文学者・憲法学者それぞれにおいて立場が分かれたのである。

原告弁護士団の梓澤和幸が最高裁判決の後、「こんな加害が作家の特権としてまかり通る時代ではない」^③と声明する一方で、メディア法に詳しい憲法学者田島泰彦は、高裁の判決に対し、「判決はもっぱらモデル側の人権の観点からのみ一方的、一面的にアプローチ

しているようにみえる」と述べ、「表現の自由」という言葉すらほとんど出てこない」と批判していた⁴⁾。

『毎日新聞』が「文壇も真つ二つ」（一九九九年六月二三日、二七面）、『朝日新聞』が「石に泳ぐ魚」出版差し止め判決に文学者見解大きく分かれる」（二〇〇一年二月一八日、二七面）と報じたように、第一審から文学者たちの反応も割れた。文学擁護側としては一番に高井有一、島田雅彦、福田和也、竹田青嗣ら作家・批評家が陳述書を出している。福田は一貫して柳美里を支持し続けており、現在刊行されている『石に泳ぐ魚』の新潮文庫版の解説も彼が擁護の立場から執筆している⁵⁾。

一方原告の擁護側には大江健三郎が立った。大江は作品がモデルを苦しめたとき自分の作品が表現に際し「まちがっていた、よく把握しえていなかった、ということ率直に認めねばならなかった」といい、「傷つき苦しめられる人間をつくらず、そのかわりに文学的幸福をあげわう多くの読者とあなた（柳）自身を確保」するため「幾度でも書きなおすことを提言した⁶⁾。

「宴のあと」の一九六〇年代と比べ、確実に時代は変化していたというべきだろう。文芸批評家の渡辺直己は「社会における『芸術』の意義が変化している以上、その歴史性に鈍感であってはいけない」と指摘していた⁷⁾。自分自身の創作の論理を貫きたい作家の論理と、自分自身の（私的な領域）の安全性・静穏性を守りたいモデルの論理とが衝突した際に、モデル側を支持する方向へ我々の社会は確実に振れてきたのである。高裁判決の次の一文は、その変動を明確に言明しているように思われる。

創作上の配慮をすることなく、小説の公表によって他人の尊厳を傷つけることになれば、その小説の公表は、芸術の名によっても容認されないのである。

「宴のあと」以降、「石に泳ぐ魚」に至るまでの過程で、我々の社会には（私的な領域）をめぐる大きな感性の変化があったと見るべきだろう。

3 報道被害と個人情報

どのようにしてこうした変化が起こったのだろうか。その動因のすべてを挙げるのは難しいが、主要な二つほどを考えることはできそう⁸⁾。

一つは、（報道被害の発見）である。先の梓澤和幸は長く報道被害の問題に取り組んでおり、『報道被害』（岩波書店、二〇〇七年一月）も書いている。同書において梓澤は、一九八〇年代の半ばに事件報道のあり方が集中的に問題化されたと指摘している。一九八三年から八四年にかけて三つの死刑囚の再審無罪判決が次々と出され⁹⁾、一九八五年には日航機墜落事故での遺族の取材手法が問題になる。同年にはロス疑惑で三浦和義氏が逮捕されるが（のち無罪判決）、その報道合戦には凄まじいものがあった。八六年に法律家たちの人権交流集會がはじめて「報道と人権分科会」を開催、その準備過程で刑事事件の被疑者・被告人たちに対するアンケートが行われ、報道被害の深刻さが次々に明らかとなったという。

『朝日新聞』（二〇〇八年四月六日）はロス疑惑の容疑者が再びロサンゼルス市警によって逮捕された事件をとり上げ、八〇年代以降のメディアの報道姿勢の変化を整理している。ロス疑惑当時の過熱報道と三浦氏自身によるメディアを相手取った多数の提訴が報道のあり方についての関心を高め、さらに八九年の女子高校生コンクリート詰め殺人事件、連続幼女誘拐殺人事件に対する過剰報道批判、東京都足立区の母子強盗殺人事件の不処分判断、そして島田事件の死刑再審無罪判決を受けて、多くのメディアが犯人と目される人物を呼び捨てから「容疑者」呼称へと切り替えるという配慮をするようになったという。

報道被害だけでなく、より広く犯罪被害についても、一九九〇年にはその救済のあり方を学術的に考える日本被害者学会が発足、九二年に東京医科歯科大学に日本ではじめて犯罪被害者相談室が設置され、九八年には民間組織である全国被害者支援ネットワークが設立されている。

メディアによる加熱した取材や過激な記事がしばしば問題を引き起こし、それは報道される側に深刻な被害を引き起こすという認識は、こうして一九八〇年代以降、一般の人々の意識のなかへ次第に浸透してきたと考えてよいだろう。「石に泳ぐ魚」裁判は表現の自由とプライバシーの権利の対立として考えられることが多いが、この裁判をめぐる司法の判断やそれを受け止める一般の人々の側には、底流としてこの報道被害に関する感性の変化が潜在していたとみるべきである。

実際、この裁判の原告側の弁護人の中には、梓澤の名がある。原

告女性が地裁判決後に出したコメントには、「この小説はまさしくベンの暴力」という一節があり^⑤、当初から原告側は報道被害に準ずる問題としてこの事件を認識していたと考えてよいだろう。梓澤は前掲「報道被害」の「報道被害とたたかう」の章において、その対抗策として裁判所による公表差し止めの仮処分を利用することをあげている。その実例の一つとして「石に泳ぐ魚」裁判は引用されており、「報道被害の救済のうえで今後この「最高裁」判例が用いられることになると思われず」（114頁）と述べているのである。一九六〇年代以降の「私的な領域」に関わるわれわれの感性を変えたもう一つの要因は、「個人情報」の登場であると考えられる。一九八六年四月に刊行された『プライバシー権論』（日本評論社）において阪本昌成は次のように整理している。

消極国家から積極国家への国家の役割の変容は、「私生活」の範囲を狭めたばかりでなく、公的生活との境界を相対化した。また、「情報化社会」における積極国家は、個人情報収集・保有・利用する最大組織となっている。こうした時代背景に対応した新しいプライバシー権は、なによりもまず、公権力による個人情報取扱い（収集、貯蔵、利用、伝達等）を——「私生活」領域に限定することなく——いかに事前に規制するか、という問題点にこたえるものでなければならぬ。〔…〕こうした欠陥に対応すべく提唱されてきたのが、プライバシー権を「自」情報コントロール権」とする有力な見解である。（2頁）

日本社会で「個人情報」という概念が用いられるようになった起
点は、一九七五年に社会党が提出した「個人情報保護基本法案」及
び「個人情報処理に係る電子計算機等の利用の規制に関する法律案」
だとされる¹⁰⁾。堀部政男の整理によると、一九七〇年前半からアメ
リカ、西ドイツ、スウェーデンなどでプライバシー権を「自己に
関する情報の流れをコントロールする権利」と考え直してコンピュ
ータ化に対応するための法律が制定される。一九八〇年にOECD
がプライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライ
ンに関する理事会勧告を採択し、また欧州評議会も同年「個人デー
タの自動処理に係る個人の保護に関する条約」を採択、これらが日
本に大きなインパクトを与えたという。これらをうけ、国内でも行
政管理庁・プライバシー保護研究会の「個人データの処理に伴うプ
ライバシー保護対策」（一九八二年）のとりまとめや、地方自治体
レベルでの個人情報保護条例の制定が行われ、一九八八年に「行政
機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法
律」が公布されている¹¹⁾。なお、「石に泳ぐ魚」裁判の結審以降と
なるが、周知のように二〇〇三年五月には保護義務の対象を、行政
機関から一定の規模以上の個人データを取り扱う一般企業や報道機
関、個人事業主などにまで拡大する「個人情報の保護に関する法律」
が成立、二〇〇五年四月から全面施行されている。

実際、この観点から「石に泳ぐ魚」裁判を振り返ると、地裁にお
ける原告の主張には「本件小説の記載に対応する事実は、原告が公
表を望まない個人情報であり」、あるいは「原告は、前記2記載の
プライバシーの侵害により、原告の個人情報を広く社会に知られる

ことになり」（判決文による）というように、訴えの中に個人情報
保護の問題構成を織り込んでいたことに気づく。

ただ、正確に言えば足かけ九年に及ぶ「石に泳ぐ魚」裁判の過半
において、個人情報にまつわる問題意識はまだそれほど先鋭化して
いなかったといえる。一般の人々の間に個人情報を保護しなければ
という意識が高まったのは、私見では二〇〇二年に稼働が始まった
住民基本台帳ネットワークシステムいわゆる住基ネットの導入に際
してである。したがって二〇〇二年九月に最高裁判決が出た「石に
泳ぐ魚」裁判の議論においては、個人情報保護の観点からは本格的
には検討がなされていなかったといえ、「今後はたとえ文学作品で
あったとしても、個人情報の公表にはこれまで以上に慎重な配慮が
求められることになるだろう」（鈴木秀美¹²⁾）という指摘がなされ
る程度だった。逆説的に言えば、「石に泳ぐ魚」裁判は、個
人情報保護をめぐる我々の社会の大きな感性の変化を、その議論と
わずかな交点しかもつことがなかったという点において、明確に刻
印しているともいえるだろう。

4 「宴のあと」のあと

以上の背景をふまえると、〈私的な領域〉をめぐる我々の社会の
変化がどのようなものであるのか見えてくるだろう。

「宴のあと」の時代は、週刊誌に代表されるジャーナリズムの暴
走に歯止めをかけるために、プライバシーという概念が導入され
た時代だった。裁判の中で「のぞき見」という言葉が繰り返し用い

られたように、この時代のプライバシー観は秘匿された個人の生活が窃視されたり暴露されたりすることへの警戒だったといえる。その後、多くの裁判や問題提起を経てプライバシーの概念は浸透し¹³。同時にジャーナリズムの過剰な暴露主義に対する批判的な姿勢、および報道被害についての理解が進んだ。

しかし現代のプライバシー観はこれだけにとどまらず、「個人情報」の流出・悪用・商業利用への警戒という性格が強まっている。このことは国勢調査票の回収率の低下が、端的に事態の変移をあらわしている。国勢調査の「調査票が提出されたた世帯」は二〇〇〇年の調査時の1・7%から、二〇〇五年調査時の4・4%へと二倍以上に増加し、この問題についての調査委員会はその原因の一つめと二つめに「①プライバシー意識の高まり（個人情報第三者に知られたくないという意識等）」と「②セキュリティ意識の高まり（振り込め詐欺）の横行等に伴う防犯意識等」を挙げている¹⁴。つまり、のぞかれ、曝されることへの恐れから、意に反して管理されたり顧客化されたり悪用されたりすることへの恐れへ、という変化である。前者において、公私の境界は被服や住居の壁など、すなわち隔てるもののメタファーで語られる。一方、後者では（私）の領域は収集、加工、流通が可能なデータの束として把握され、公私の別は壁の比喩で捉えることは困難になっている。

モデル小説については、六〇年代以降現在に至るまで「純文学」という存在の価値が下落し続けているという問題がこれに重なる。「純文学」内部の問題というより、それはより多くSF、ミステリー、ライトノベル、そして映画やマンガ、アニメーションなど

という隣接領域の価値上昇にともなう相対的な「下落」という方がよいだろう。「純文学」はいまや、過去の栄光を引きずっているために多少高尚な気味のあるサブカルチャーである。それゆえ、「石に泳ぐ魚¹⁵」のような文芸作品が引き起こす、「モデル問題」によるプライバシー侵害は、もはやそれほど一般の人々の関心をひくこともなく、しかもその衝突の構図も既視感のあるものであるために、古典的なトラブルだという印象をぬぐえないのである。

5 読むことのエチカ

「ある人が自分はこの小説のモデルとされて人権侵害を受けたと申し立てれば、モデルとは言えないことが明らかでないかぎり、出版禁止とされる」（竹田青嗣¹⁶）可能性が高くなった社会。それが「石に泳ぐ魚¹⁷」裁判以降、我々が生きる社会である。のちの裁判が参照し踏襲する可能性の高い最高裁の判断が下ったことにより（私的領域）をめぐるこの国的法的な境界線は確かに大きく動いた。現代は、モデル小説の黄昏の時代である。

容貌に障碍を抱えた女性が、その障碍の部位を小説家によって描写され、傷ついたのだとすれば、それはもちろん避けられてしかるべき行為だった。「筆舌に尽くしがたい程の痛みと苦しみの中へと追いや¹⁸」られたモデル女性が、裁判という對抗措置をとることは当然であり、裁判所が原告側の主張を支持したことも一定の妥当性をもつと私は考える。

だが最後に問いかねたいのは、このことがそのまま「すべての障

碍者のもつ障碍は、描写してはならない」ということを意味するのだろうか、ということであり、また「モデル小説よりもモデルの利害がすべての場合において優先する」のだろうかということである。表現する者とされる者は各々多様であり、その関係の持ち方も多様であり、そして表現のされ方も多様だ。同じ表現でも、それが生み出され受け取られる場によって、異なる意味を持ちうる。「障碍者の障碍に対する描写」もモデル小説も、それゆえに具体的な場において、具体的な表現にもとづいて、具体的な関係のもとで、検討されねばならない。それを一般化し、原理的に規定するのは間違っている。

いや、まだむしろ原理的に規定しようとするの方がましなのかもしれない。そこには原理を主張するだけに議論の余地が残されている。我々がいま生きる社会は、その議論の基盤が著しく弱体化している社会であるように思われる。それはやさしさと自己防衛が、思考停止と一体になった危険な世界である。

最高裁の判決を受け、国会図書館をはじめとするいくつもの図書館は、「石に泳ぐ魚」が掲載された『新潮』一九九四年九月号を閲覧禁止措置にした。山家篤夫の批判するように、「これらの図書館は、最高裁判所が妥当であるかを検証する機会を市民から遠ざけることに同意したのである」¹⁷。現実には、すべての図書館においてこの措置がとられているわけではないため、検証の機会が完全に閉ざされたというわけではないが¹⁸、閲覧禁止を決定した図書館はその表現の侵害性をめぐる判断をすべて裁判所に預けるという判断を下したことになる。これは我々の「知る自由」および考える機会を

不当に低く見積もり、「図書館の自由」を自ら傷つける判断というほかない。日本図書館協会は、国会図書館に閲覧禁止措置に対する質問状を送ったが、その回答は質問に直接答えるものではなく「毀損、侵害が繰り返されるのは適当でない」(前掲、山家論文34頁)という内部判断を述べるのみで、司法判断と「知る自由」と図書館のあり方に関する議論が深まることはなかった。

自己防衛が思考停止と一体になるのは、こうした組織の問題だけではなく、根本的には我々一人ひとりの姿勢の問題である。「障碍者の障碍を、克明に描き出してよい場合もある」と主張するよりも、「障碍者の障碍を書いたりするのは……ねえ」とあいまいなまま判断を避け、そこで思考と対話を止める方が簡単であり、安全だ。こうした振る舞いは一見「やさしさ」とみえるが、実は思考の停止でしかないだろう。思考停止の安全策は、そもそも議論に入る前に自粛や自己検閲によって主張を閉ざす。判断が本当に必要な場合にこそ、そうなってしまう。

「宴のあと」裁判以降、書く者と書かれる者の衝突をめぐる議論の場において、影の主役になっていたのは実は読者である。どう読まれるか、という可能性が司法判断の一つの大きな決定要因となっていたのだ。司法の場における「読者」は、想定上の読者である。しかし、具体的で質の高い読解の議論が現実の空間で保たれば、そのことにより司法の想定する「読者」の像や「読解の場」の像が修正されていくということも出てくるだろう。大切なのは、つまり他ならぬ我々が実際にどう読むかということである。現代における「モデル小説」のあり方が問われるとき、我々読者のリテラシーが

同時に問われていることをもう一度問いかえしておきたい¹⁹⁾。

注

- (1) 井口時男「小説は他人を巻き添えにしてよいか——『石に泳ぐ魚』裁判をめぐる——」(『社会文学』二〇〇七年六月)。
- (2) 第12回大東文化大学公開法律シンポジウム「現代の法律問題を考える モデル小説とプライバシー——柳美里『石に泳ぐ魚』事件を素材として」(『大東文化大学法学研究所報』別冊第12号、二〇〇三年三月、18頁)。
- (3) 最高裁判決についての原告女性弁護士団梓澤和幸のコメント(『週刊金曜日』二〇〇二年一〇月一日)、27頁。
- (4) 田島泰彦「疑問残る出版差し止め 「表現の自由」に配慮欠く」『毎日新聞』夕刊、二〇〇一年二月二日、一〇面。
- (5) 柳美里『石に泳ぐ魚』(新潮文庫、二〇〇五年一〇月)。裁判所に提出した「改訂版」にもとづいている。
- (6) 大江健三郎「陳述書と二つの付記」(『世界』一九九九年九月)、217—219頁。
- (7) 前掲『石に泳ぐ魚』出版差し止め判決に文学者 見解大きく分かれる」でのコメント。
- (8) 免田事件、財田川事件、松山事件。なおいわゆる四大死刑冤罪事件の残りの一つ島田事件も八九年に無罪が確定している。
- (9) 「柳美里さんの小説第一作に初の出版禁止命令」(『世界週報』一九九九年七月二七日)、44頁。
- (10) 堀部政男「個人情報・プライバシー保護の世界的潮流と日本」(『法学セミナー』一九八八年八月)、32頁、新保史生「プライバシーの権利の生成と展開」(成文堂、二〇〇〇年二月)、266頁。
- (11) 堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」(『ジュリスト』増刊、一九九四年五月)。
- (12) 鈴木秀美「判例クローズアップ 小説『石に泳ぐ魚』事件東京高裁判決」(『法学教室』二〇〇一年九月)、90頁。
- (13) 関連して、村上孝止「モデル作品と名誉・プライバシーの問題——『石に泳ぐ魚』事件判決をめぐる——」(『久留米大学法学』一九九九年一〇月)は、九〇年代後半からプライバシー事件の判決が急減していることを指摘し、その理由として多量の起訴を行っていた三浦和義氏が訴訟を起こさなくなったことに加え、プライバシー侵害訴訟が「メディア側の反省を促し、報道姿勢に修正を迫ることになり」、一時期はプライバシー侵害事件として訴訟提起されるのが普通だったような事件が、わざわざプライバシーをうたわなくても訴訟が可能」となってきたことを指摘している(128—129頁)。
- (14) 「国勢調査の実施に関する有識者懇談会報告」(二〇〇六年七月、国勢調査の実施に関する有識者懇談会、座長・竹内啓)。
- (15) 竹田青嗣「文学は『刻印』を持った人間を描く」(『新潮45』二〇〇一年四月)、58頁。なおここにはモデルの同定可能性をめぐる一審、二審の判決の論理構成が大きく影を投げかけている。第一審はその前提となる「表現の公然性」が「一般の読者の普通の注意と読み方」に関わりなく不特定多数のもの

のを知りうる状態におかれるだけで十分に充足されるとし、第二審は一審の公然性の議論を補足しつつモデルに関する知識が知る者から知らない者へと「伝播」する可能性を指摘した。

(16) 飯田正剛「柳美里さんを訴えた原告女性が吐露した『痛み』」(『創』一九九九年一〇月)、121頁。

(17) 山家篤夫「公共図書館の『石に泳ぐ魚』掲載雑誌の利用制限をめぐって」(『マスコミ市民』二〇〇三年一月)、31頁。なお佐藤卓己「図書館の自由を脅かすもの——『石に泳ぐ魚』マスキング事件から——」(『ataxi』二〇〇三年三月)も同様の論点を展開している。

(18) 中村美帆「小説『石に泳ぐ魚』出版差し止め判決——日本における自由権的文化権保障の現状——」(『文化資源学』二〇〇八年三月)が共同通信社の調査をもとに整理している。

(19) 私自身の「石に泳ぐ魚」についての読解・評価を簡単に示しておく。「石に泳ぐ魚」の表現を評価するのは確かに難しい。初出形の表現は苛烈な箇所をもってはいるが、苛烈であるからこそ獲得できるインパクトもあるからである。たとえば問題となった戯曲形式の部分についてだが、ここも明らかに初出形の方が小説表現として優れていると私は考える。秀香の激しさ、里花の強さ、そして障碍の直視こそが真の関係の構築につながるという視点は、この作品全体のテーマ構築に際しても、欠くべからざる場面となっており、かつ読者の心に強く響く強度をもっている。しかし、やはり初出における腫瘍

の描写は苛烈である。その苛烈さを、描かれる立場の者に強要できるのか——。これは調停の困難な対立だ。

モデルからプライヴァシーや名誉感情を侵害したと訴えられたときに、柳美里側は里花の描写は小説の主題——「困難に満ちたへ生」をいかに生き抜くか(第一審判決文による)——にもとづくものであり、里花への「生の讃歌」であると主張した。モデルにこの主張を受け入れてもらうためには、作品に秀香と里花との間に互いの苦しみや生きにくさについての深い相互理解が書き込まれている、ということを得てもらわねばならないだろう。相互理解そのものはテーマでない、と言われればそれまでである。だが、生きにくさを抱えた秀香と里花が必要としあう姿を描いている以上、互いに苦しみを理解し合い、響き合う二人の姿を作中に書く出すことは可能ではなかったかと考える。

しかし二人は最後までギリギリのところまで心を接し合うのを避けていた。それがこの小説の実、魅力の一つである。私は考えているが(個人的にはこうした他者とうまく関係が取り結ばず、コミュニケーションの不全に陥って苦しみ足掻く類の小説は嫌いではない)、それを書かなかつたために、モデルとされた女性の心証が悪くなったのも確かであるだろう。結局作品表現のもつ苛烈さは、へ相互理解のため必要不可欠な苛烈さとしてではなく、その一歩手前の二人の激しく危うい交流が発火したときに噴出する苛烈さとして提示された。原告はその表現のありかたを認められなかったのだろう。